

## デュアルユース品目の日本向け輸出管理措置強化（商務部 2026年第1号公告）について

2026年1月6日

中国日本商会

企業にとって、いかなる国・地域においても、法令を遵守することは事業活動の基本であり、社会的責任です。

中華人民共和国輸出管理法などの関連法令に基づく輸出管理措置は、2023年8月より強化されてまいりました。在中国日本企業は、これまでも、関連法令の内容を理解し、関連法令に従って、商務部の許可を得てデュアルユース品目の輸出等を行なってきております。

2025年4月に7つのレアアース（レアアース含有磁石を含む）が輸出管理措置の対象になった際には、在中国日本企業が関連する製品の輸出に支障が出ていたことから、中国日本商会として商務部に対して申入れを行い、商務部からは、在中国日本企業の状況の理解と円滑なビジネスに向けての対応表明があったところです。

2026年1月6日に「デュアルユース品目の日本向け輸出管理措置強化（商務部 2026年第1号公告）」が発布されました。在中国の日本企業は、引き続き、関連法令に従って対応してまいりますが、そのためにも、中国日本商会は必要に応じて、関連法令の遵守にあたり注意すべき事項等の説明を日中両政府に求め、在中国日本企業に周知してまいります。また、在中国日本企業の活動に支障が出ている場合は、商務部等に対して申入れ等を行なってまいります。

### 【問合せ連絡先】

中国日本商会副会長・企画委員長

（日中経済協会北京事務所長）

宮下正己 miyashita☆postbj.net

（☆には@入れてください）